

令和7年度 中小企業等復旧・復興支援事業

《東日本大震災及び原子力災害》により被災した県内中小企業等の皆様を対象に、事業再開のために必要となる経費の一部を補助する制度です。

○ 受付期間・場所

令和7年6月13日（金）から7月11日（金）まで

各地方振興局の申請窓口（裏面）まで、直接持参又は郵送により申請してください。

○ 補助の内容

対 象 者	避難指示区域等で被災し、県内で空き工場・空き店舗等を借り上げて帰還するまでの間、仮操業・仮営業を行う中小企業者等
補助対象経費	ア 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用【必須】 イ 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用（帰還に伴う設備等の移設費用も対象となります。） ウ 空き工場・店舗等の改装費用 エ 代替設備の借り上げ費用 ※ 土地・建物の賃貸借契約の相手方が補助金の交付申請をしようとする企業の役員である場合、当該賃貸借に係る費用は補助対象外です。
補 助 率	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の避難指示区域等で被災した事業者・・・ <u>3 / 4 以内</u>
補 助 金 額	製造業以外の業種 25 万円以上 500 万円以内 製 造 業 50 万円以上 2,500 万円以内

【重要】本補助金について（対象区域、変更点等）

【令和7年度対象区域】

○避難指示区域（一部解除）

【富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】で被災した場合のみ。

【留意事項】

今年度本補助金を申請する場合、県による現地確認を実施し、帰還に向けた事業計画、現在の状況（仮営業・仮操業）等の聞き取り結果を踏まえて交付の有無の判断をいたします

※ 令和8年度以降の実施は県の予算が確保できた場合に限りです。

(裏面)

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局（地域づくり・商工労政課）へ持参又は郵送で申請してください。
申請に必要な用紙は下記窓口で配布しているほか、電子データを福島県商工労働部のウェブページで公開しています。

- | | | |
|------------|----------------------------------|-----------------|
| ○ 県北地方振興局 | 〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号（県庁北庁舎） | 電話 024-521-2658 |
| ○ 県中地方振興局 | 〒963-8540 郡山市麓山一丁目 1 番 1 号 | 電話 024-935-1292 |
| ○ 県南地方振興局 | 〒961-0971 白河市昭和町 269 番地 | 電話 0248-23-1546 |
| ○ 会津地方振興局 | 〒965-8501 会津若松市追手町 7 番 5 号 | 電話 0242-29-5292 |
| ○ 南会津地方振興局 | 〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲 4277 番地 1 | 電話 0241-62-5205 |
| ○ 相双地方振興局 | 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地 | 電話 0244-26-1142 |
| ○ いわき地方振興局 | 〒970-8026 いわき市平字梅本 15 番地 | 電話 0246-24-6006 |

○ お問い合わせ先

福島県商工労働部（福島市杉妻町 2 番 16 号 県庁西庁舎 12 階）	
企業立地課（製造業、建設業）	電話 024-521-7882
商業まちづくり課（卸売・小売業）	電話 024-521-7299
商工総務課（サービス業他）	電話 024-521-7270

- ◆ 対象者・補助内容については、福島県商工労働部のホームページに本制度の要綱を掲載しています。

福島県 中小企業等支援

で検索してください。